

議題	テーマ提言について
	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案
項目	のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更
	情報要請に寄せられたコメント

I. 本資料の目的

- 本資料は、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請（以下「情報要請」という。）の質問に対する回答状況と具体的なコメントを紹介することを目的とする。

II. 情報要請に対する回答状況

- 情報要請に対して、16 者から合計 72 通のコメントが寄せられた。情報要請の各質問に対する回答状況は次のとおりである。情報要請における質問の内容は別紙を参照いただきたい。

提出者区分（団体等又は個人）別の回答状況

提出者区分 (団体等又は個人)	コメント件数	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6
	小計	非償却支持	非償却不支持	選択制の導入	のれん償却費 計上区分	単体財務諸表へ の影響	開発基準等への 影響
団体等	47	6	17	6	5	1	12
個人	25	8	9	3	5	0	0
合計	72	14	26	9	10	1	12

提出者区分（属性）別の回答状況

提出者区分 （属性）	コメント件数	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6
	小計	非償却支持	非償却不支持	選択制の導入	のれん償却費 計上区分	単体財務諸表へ の影響	開発基準等への 影響
財務諸表作成者	12	0	9	1	2	0	0
財務諸表利用者	22	5	10	2	5	0	0
監査人、会計専門家	30	8	4	5	2	0	11
学識経験者	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	1	3	1	1	1	1
合計	72	14	26	9	10	1	12

提出者別の回答状況

提出者			コメント件数						
氏名又は名称	団体又は個人	属性	小計	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6
大山 憲宏	個人	監査人、会計専門家	2	1	0	1	0	0	0
株式会社ロデムアセット	団体等	その他	5	0	1	1	1	1	1
ぐんま税理士法人	団体等	監査人、会計専門家	1	1	0	0	0	0	0
村上勇太（村上勇太公認会計士事務所）	個人	監査人、会計専門家	3	0	3	0	0	0	0
川島 崇	個人	監査人、会計専門家	5	5	0	0	0	0	0
公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会	団体等	財務諸表利用者	15	4	7	1	3	0	0
EY新日本有限責任監査法人	団体等	監査人、会計専門家	1	0	0	0	0	0	1
吉田 明世	個人	財務諸表利用者	3	0	2	0	1	0	0
重田 優樹	個人	財務諸表作成者	4	0	1	1	2	0	0
日本公認会計士協会	団体等	監査人、会計専門家	12	0	1	4	1	0	6
服部 隆（CMA、C I I A）	個人	財務諸表利用者	4	1	1	1	1	0	0
一般社団法人日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 企業会計部会	団体等	財務諸表作成者	6	0	6	0	0	0	0
有限責任監査法人トーマツ	団体等	監査人、会計専門家	4	0	0	0	0	0	4
株式会社知的利益	団体等	その他	3	1	2	0	0	0	0
秋月種浩	個人	財務諸表作成者	2	0	2	0	0	0	0
日高 康輝	個人	監査人、会計専門家	2	1	0	0	1	0	0
合計			72	14	26	9	10	1	12

III. 情報要請に寄せられたコメント

3. 情報要請の各質問に対するコメントは次のとおりである。

(質問 1 に対して寄せられたコメント)

番号 ¹	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
01	個人 監査人、会計 専門家	大山 憲宏	のれんの非償却については、一定の国際的な結論（非償却）が得られており、会計を通じたコミュニケーションを行うにあたって国際基準とのコンバージェンスを目指す立場としては、のれんの非償却に変更することが望ましいと考える。 また、償却を続けるにしても現状の取り扱いでは不足であり主に開示面で拡充は必要と考えるが、これ以上国際基準との齟齬を増やすことも望ましくないと考える。
02	団体等 監査人、会計 専門家	ぐんま税理士 法人	のれんは企業の持つブランド力、ノウハウや技術力、信用力といった数値化しにくいけれども、実際に存在する価値を表現したものである。これは時間とともに減価するとは言えず、ブランドのように価値が増大することもある。5 年などで一律に定額償却するのは実態を無視した、過度の保守主義である。 会計の国際化に伴い、他の会計基準については会計基準の収斂が見られるのにもかかわらず、のれんの非償却の導入だけを拒否しようとする大学教授等の態度は、島国根性というか、へそ曲がりというか、反論の為にする議論のようで非常に見苦しい。国際会計基準や米国区会計基準を用いて財務報告が必要な国際的企業においてはのれんの償却はできないので日本基準との乖離が発生する。企業の会計事務負担を軽減し、日本の企業の M&A や組織再編を会計面から不利にならないよう国際会計基準の全面採用し、のれんの非償却の導入を支持する。
03	個人 監査人、会計 専門家	川島 崇	私は監査法人及び上場企業 CFO を経験し、東証及び NASDAQ 上場の実務責任者を務めた立場から、5 つの観点についてコメントします。 【1】JGAAP の会計主権としての戦略的意義 US GAAP・IFRS とともにのれんを非償却としている中、JGAAP のみが定額償却を維持しており、国際的に孤立しています。これは会計技術の問題ではなく、日本の「会計主権」の問題として捉えるべきです。

¹ ここで示す番号は、寄せられたコメントの連番として企業会計基準諮問会議事務局が設定したものである。以下同じ。

番号 ¹	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			世界の株式時価総額は米・中・日・印の4カ国で約7割を占め、各国とも自国基準を主軸に置いています。日本ではIFRS任意適用の拡大により、プライム市場時価総額の51.7%がIFRS適用企業となっており、JGAAPは国内中心の中小型企业向け基準へと縮退しつつあります。 のれん非償却の導入は単なる会計処理の見直しではなく、JGAAPを実効性ある基準として維持し、我が国のルール形成能力を維持する観点からも検討されるべきと考えます。
04	個人 監査人、会計 専門家	川島 崇	【2】経営者と投資家の情報ギャップ のれん定額償却は価値低下の有無にかかわらず費用計上を行うため、企業価値向上を目的としたM&Aの経済実態と会計処理との間に乖離が生じる場合があります。保守主義は不確実性が高い場合の判断指針として機能するものであり、価値低下の兆候が認められない段階から費用化することは、過度な適用となる可能性があります。 本質的な問題は、定額償却が「経営者の認識する企業価値」と「会計上の利益情報」の間に恒常的なギャップを生じさせることです。 投資家の自己責任を問うのであれば、M&Aの成否に対する投資家と経営者の評価基準は一致すべきです。 定額償却では、買収後の成果とは無関係に一定額が費用化されるため、投資家との対話が償却額の説明に終始しがちです。のれん非償却は、M&Aが実際に価値創造につながっているかという本質的な議論を促進し、建設的な対話に資する可能性があります。
05	個人 監査人、会計 専門家	川島 崇	【3】投資家行動の実態と会計基準の乖離 グロース市場の主要な投資家層は個人投資家であり、投資判断において財務諸表の詳細分析よりも、PERや純利益などの分かりやすい指標が重視される傾向があります。のれん償却前利益等の調整指標を開示しても、その内容が十分に投資判断へ反映されない場面も少なくありません。 「貯蓄から投資へ」の政策的誘導が進む中、個人投資家が参照する主要な利益指標について、企業価値の実態をより適切に反映することは、市場の健全な価格形成に資すると考えられます。 また、海外投資家にとっては、JGAAP特有ののれん償却を考慮した分析が追加的に必要となります。特に中小型株では投資対象ごとの分析コストの制約もあり、こうした比較可能性の問題が投資対象選定に影響を与える可能性があります。会計基準の国際的親和性の向上は、海外投資家との対話促進や市場参加者の拡大に寄与し得ると考え

番号 ¹	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			ます。
06	個人 監査人、会計 専門家	川島 崇	【4】M&A 戦略と上場制度・会計基準の連動性 米国では赤字上場が認められ、のれん償却も不要であることから、上場前後を通じて M&A を活用した成長戦略が実行しやすい環境にあります。新興企業だった GAFAM がわずか数十年の間に連続的な M&A で規模と競争力を高めてきた背景には、このような制度環境も存在すると考えられます。 日本では実質的な黒字上場志向に加え、のれん償却の影響から上場前から M&A を実行しにくい環境があります。上場後も業績予想開示の慣行下、M&A による短期的な利益圧縮を経営者が意識しやすく、大胆な戦略実行が抑制されています。このような環境は、「上場ゴール」と指摘される現象や上場後の成長鈍化を助長する要因の一つとなっている可能性があります。 会計基準の改正は、IPO 制度改革や市場区分改革と同様に、日本企業の非連続成長や資本市場の競争力に影響を与える政策要素として検討されるべきと考えます。
07	個人 監査人、会計 専門家	川島 崇	【5】JGAAP 採用企業への逆選択の発生 IFRS の任意適用が認められている現在、JGAAP におけるのれんの取扱いは、単なる会計処理の選択ではなく、企業行動そのものに影響を与えています。実際には、M&A を積極活用する企業や海外投資家との対話を重視する企業、すなわち資本市場を積極的に活用する企業ほど IFRS へ移行し、JGAAP には相対的に国内投資家中心の比較的小規模な企業が残る傾向が生じています。 この結果、JGAAP は本来想定していた幅広い企業の会計基盤ではなく、特定属性の企業に偏った基準へと変質しつつあります。会計基準は本来、中立的であり、経営戦略や資本政策の選択に影響を与えるべきではありません。 のれんの取扱いが企業の会計基準選択や資本市場選択に影響を与えているのであれば、それは会計基準の中立性の観点から重要な検討課題であると考えます。
08	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究	無形資産の減価パターンは、有形固定資産の物理的摩耗を前提とする減価とは本質的に異なる。近年、無形資産で稼ぐ企業が増加しており、有形固定資産で稼ぐことを前提に設計された定期償却は、企業の実態に必ずしも適合しない。有形固定資産は物理的摩耗や技術的陳腐化を踏まえ、定額又は定率で償却することが合理的である。一方、のれんを含む無形資産には物理的摩耗がなく、「顧客資産」「ブランド価値」など法定耐用年数がないものも多い。

番号 ¹	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
		会	その減価パターンは多様であり、価値が長期に維持される場合も、急激に低下する場合もある。このため、固定した年数で定額償却する方法は実態と乖離する可能性が高く、非償却としたうえで毎期減損テストを行う方が適切である。
09	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん非償却に対して、「Too Little Too Late」として減損認識が遅れ、少額になるとの批判があるが、その原因は非償却にあるのではなく、減損会計の基準や運用、及びガバナンスの問題である。日本では、減損の兆候がなければ減損テストが行われず、欧米に比べ減損認識が遅れる傾向がある。また、買収を実行した経営陣が失敗を認めたくないことにより、のれんの減損が先送りされる可能性もある。これは会計基準そのものではなく、社外取締役・監査役や監査法人による監督・監査の在り方の問題である。のれん非償却により無形資産の比率が高まっても、ROE や ROA が安定的に高ければ問題はなく、比率が高く収益性が低い場合には、必要な減損が行われていない可能性を示唆する。したがって、非償却の是非ではなく、減損基準の見直しと監査・ガバナンスの強化が重要である。
10	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	企業が経営管理目的で事業別の業績評価に用いる KPI は、「のれん償却前利益」であることが多い。すなわち、多くの企業では、管理会計上、のれん償却を考慮しない利益指標を用いて意思決定や業績評価を行っている。一方、財務会計では、のれん償却を反映した利益が開示されており、社内で実際に用いられている管理指標と外部報告との間に乖離が生じている。企業が実際に経営管理で重視している成果を、外部開示においても反映させることは、投資家にとっての理解可能性・有用性を高める観点から望ましい。このような観点から、のれんは償却せず、経営管理で用いられている指標と整合的な利益情報を提供すべきである。
11	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	「自己創設のれんを計上することになるため、のれん非償却に反対」との意見があるが、買入のれんは計上し、自己創設のれんは計上しないのは、その測定・評価が困難で、バランスシートの信頼性を損なうおそれがあることを背景とした便宜的措置であると考えられる。一方、買入のれんは取得原価に基づく測定が可能で資産計上が認められているが、その後の評価は同様に困難な無形の資産である。そのため、非償却としたうえで毎期減損テストを行い、資産の信頼性を確保すべきである。なお、自己創設無形資産であっても、自社利用ソフトウェアのように測定可能なものは資産計上が認められている。インターネットサービス登録者数 X 人、有料 SaaS 契約 Y 人といった無形資産を基礎に収益を生む企業が増加する中、自己創設無形資産の範囲見直しは、非償却とは切り分けて別途検討

番号 ¹	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			すべき課題である。
12	個人 財務諸表利用 者	服 部 隆 (CMA、C IIA)	のれんを構成するものの中には、必ずしも時間経過とともに減耗しゼロになるとは限らず、残存し続ける部分もあるのではないかと考えられるため。(超老舗企業・旧財閥系・超有力企業・・・等の永続的ブランド価値等)
13	団体等 その他	株式会社知的 利益	「非現実的な下記 3 つの条件」が満たされるのであれば、思考実験として、のれんの非償却の導入を支持できる。 条件 1 M&A に際して、将来の営業利益率のうち、何%をのれんにより稼ぐのか、これを残余利益率なり免除ロイヤリティ料率として想定し、想定できない金額分はのれんとして計上せず、即時費用処理する。過大な期待による規律なき M&A を抑止する。 条件 2 減損の CF は、独自の CGU ではなく、財務報告で営業利益を開示するセグメントを単位とし、想定した残余利益率に満たない場合には、機械的に減損する。定期償却との差として、例えば、M&A から数年間は残余利益がないという計画であれば、その猶予期間は残余利益率を 0 とできるようにしても良い。 条件 3 M&A から年数が経過するにつれ、M&A で獲得した実質と資産計上額がずれる。少なくとも、定期償却を選べるようにする。10 年後はのれん分をブランド資産に含めても良い。
14	個人 監査人、会計 専門家	日高 康輝	每期減損テストを実施し、のれんの価値を継続的に検証すること自体には賛成である。しかし、のれんの会計処理について、非償却を前提として議論が進められている点には違和感を感じる。むしろ、減損テストを通じて定期的に価値の毀損を把握し、適宜減損処理を行う枠組みとして制度設計することが望ましい。また、減損テストの実施にあたり専門家の関与を当然の前提とするのではなく、過度に専門的・複雑な手続きとならないよう配慮すべきである。会社自身が合理的に対応できる簡素かつ実務的なルールを整備することで、制度の実効性と継続的な運用可能性を確保すべきである。ただし、これらが実現できないのであれば、従前どおり、のれんを規則的に償却する会計処理を維持することが適切である。

(質問2に対して寄せられたコメント)

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
15	団体等 その他	株式会社ロデ ムアセット	本提案に対し、契約理論の観点から反対する。のれんの非償却（減損のみ）は、投資家と経営者間の情報の非対称性のもとで経営者の私的便益（Empire Building 等）を増大させる。Tirole のモラルハザード・モデルが示す通り、減損の先送りが可能となる裁量性は、買収失敗の早期露見を防ぎ、私的便益を増加させる。結果として、プロジェクトの誓約可能利益（Pledgeable Income）が減少し、エージェンシー・コストが悪化する。これにより、市場全体の資金配分の非効率化や、内部留保が潤沢な企業による価値破壊的な過大投資（Overinvestment）が助長される。定期償却は、事後的な規律付け（Discipline）として機能し、モラルハザードを抑制する最適なメカニズムであるため、現行の償却処理を維持すべきである。
16	個人 監査人、会計 専門家	村上勇太（村 上勇太公認会 計士事務所）	のれんの減損テストにおいては、(a)将来キャッシュ・フローを、①「企業結合で取得したのれん」が寄与する分と、②それが自己創設のれんへ置き換わったものが寄与する分に分けることは不可能であるから、(b)自己創設のれんへの置き換わりによる「企業結合で取得したのれん」の減少を捕捉することは不可能である（IAS36.BC134-BC135 参考）。ここに、非償却の下で減損テストのみ実施する場合には、「企業結合で取得したのれん」について価値の低下が表面化しにくくなる旨の指摘はすでにされているものの、最初に述べた内容を踏まえれば、事はより深刻であって、のれんを非償却とするならば、結果として、確実に、自己創設のれんを資産として認識するのと実質的に同じこととなる。そして、これは、自己創設のれんを資産として認識するのは不適切であるという考え方（財務会計の概念フレームワーク第3章注14）と明らかに不整合である。
17	個人 監査人、会計 専門家	村上勇太（村 上勇太公認会 計士事務所）	ASBJ においては、会計に関する専門的な見地から継続的に検討を重ねた結果として、のれんは償却するのが妥当である旨の意見を、長年にわたって国際的に発信し続けている（2014年にはEFRAG及びOICと共同でのDP公表も行っている）。そのようなASBJが、これまでの国際的発信と整合性を保ちながら、のれんは非償却とする旨を含む会計基準を策定することは、極めて困難であると思われる。 （注）それでもなお、民主的に選出された政治指導者が、のれんは非償却にするという政治決断をするなら、それは民主主義国家である我が国において妨げられるべきではないと思われる。ただし、かかる政治決断は、①ASBJが会計に関する専門的な見地から妥当と判断し、国際的にも意見発信している会計処理とはまったく違う会計処

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			理の導入であることを明確にしたうえで、②一切の責任を政治が負う形にて、実施されるべきではないか。
18	個人 監査人、会計 専門家	村上勇太（村 上勇太公認会 計士事務所）	のれんについて非償却とすることを支持する理由の中に、実務では、のれんの償却期間が回収可能期間で設定され、有望で優良な投資案件ほど償却期間が短くなるという逆転現象が生じているとの指摘がある。実務においてそうした現状があることは否定しないものの、しかしながら、我が国会計基準は、のれんの償却期間に関して、①その決定にあたり投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能であるとしているに過ぎず（結合分離適用指針第382項）、②あくまで、のれんの効果が及ぶ期間とすることを要求している（企業結合基準第32項）ということに留意すべきである。この場合、指摘される問題点は、のれんを非償却とすることによってではなく、我が国会計基準にしたがって正しく償却期間の設定を行うことで解決されるべきものであると認められるために、のれんについて非償却とすべき理由にはならないものと思われる。
19	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却の是非は、本質的にはのれんに係る費用認識のタイミングの問題である。のれん非償却を採用する場合、減損テストの限界により減損損失の認識が遅延する（too late 問題）とともに、減損認識前の期間においては資産及び利益剰余金が過大に計上され、企業の財政状態及び経営成績を忠実に表しているとは言い難い。その結果、不適切に積み上がるのれん残高により、投資家は長期間にわたり過大なリスクに晒される。IFRS はこの問題に対し開示の拡充で対応しようとしているが、費用認識のタイミングの問題を開示で補完するものであり、実質的には投資家への負担転嫁にとどまる可能性がある。さらに、償却期間の見積りの困難さを理由として償却の有用性を否定するのであれば、非償却ではなく即時費用化すべきである。支出と費用認識のタイミングの乖離が長期化するほど、費用情報の有用性は低下するためである。
20	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	非償却を支持しない最大の理由は、減損認識の背景やタイミングが利用者から見えにくくなり、業績予想の不確実性を高める点にある。減損は将来キャッシュ・フロー見積りの変更に依存するため、対象事業を推測できたとしても、減損の計上時期を合理的に予測することは困難である。また、全社的に想定以上の利益が生じ得る局面において、ある事業について一過性の損失として減損を計上することで、利益平準化に利用されるおそれも否定できない。その結果、M&A の成否や経営責任の所在が財務諸表利用者から見えにくくなる。財務諸表利用者の観点からは、のれんに係る費用が規則的に認識される現行の償却モデルの方が、業績予想に織り込みやすく、企業間比較や M&A 後の成果検証にも資する。したがって、非償却の導入は、情報価値の向上よりも、減損認識の不透明性による予測

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			困難性の増大をもたらす懸念が大きい。
21	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれんの非償却の導入については、財務諸表作成者、利用者及び学識経験者の間で意見が分かれており、償却と非償却の優劣は明確に示されていない。特に、財務情報の基本的な質的特性である「忠実な表現」の観点からも、十分な根拠が得られていない。非償却の導入は国際的な「比較可能性」を高める側面を有するが、「比較可能性」は補強的な質的特性にとどまるため、これのみを根拠とした会計基準の改正については、社会的コストを踏まえた場合、その合理性及び正当性に疑問が残る。IASB は 2022 年 11 月に、収集した広範な証拠を踏まえて、従前の決定を変更するに足る説得力のある論拠は示されなかったとして、減損のみのアプローチを維持する暫定決定を行った。これは、意見が分かれる状況下で、社会的コストを伴う変更を避け、現状維持を選択したものと理解できる。我が国においても、同様の観点から現行の償却を維持する判断には合理性があると考ええる。
22	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	IFRS 会計基準におけるのれんの非償却モデルでは、「減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる (too little, too late)」という問題が指摘されている。この点については、IASB において開示の拡充等による対応が検討されているものの、現時点では審議は完了しておらず、当該問題に対する有効な解決策が確立されたとはいえない。こうした状況下で、既に問題点が認識されている会計処理を我が国に導入することは慎重であるべきであり、そのまま非償却モデルを採用することには合理性が乏しいと考えられる。仮に、日本が先行して当該問題に対応したうえで非償却を導入することも考えられるが、その場合には非償却の根拠の一つとされる国際的な比較可能性が損なわれることとなる。したがって、現時点において非償却の導入を行うことは、いずれの観点からも適切とはいえない。
23	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	実証研究によれば、のれんを非償却とした SFAS 第 142 号導入後、のれんの減損損失の認識が遅延する傾向や、減損判断に有利な監査人を選任する行動が観察されており、減損会計が経営者の裁量に依存する構造を有することが示唆されている（野間幹晴「のれんの会計基準：事象研究の観点から」、『金融・資本市場リサーチ』第 22 号）。このような状況で非償却を採用する場合、減損が適時・適切に行われなければ、過大なのれんが長期間計上され、財務諸表が経済実態を適切に反映しないおそれがある。その結果、利用者に提供される情報の信頼性及び有用性が損なわれる可能性がある。したがって、減損のみのアプローチである非償却の導入を検討するには、減損の適時認識を担保する実効的なガバナンス上の措置が不可欠であるが、現時点ではそのような具体的方策は十分に示され

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			ていないため、導入には慎重であるべきと考えられる。
24	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	企業結合で認識されるのれんは、取得対価から識別可能純資産の公正価値を控除した残余として測定され、個別に識別認識できない将来便益を表す資産である。したがって、のれんには、継続企業体要素や期待シナジーに加え、識別可能無形資産（顧客関係、ブランド、仕掛研究開発等）の認識・測定の限界により未分離となった要素や、取得競争に伴うプレミアム等が混在し得る。さらに、測定例外等に起因する差額も残余として含まれ得るため、このような構造の下では、PPAにより識別可能な資産を可能な限り分離して認識することが重要である。しかし、これらの区分が困難な状況で、のれんを非償却とし減損のみに依拠する場合、のれんに含まれる費消性の要素やプレミアムが適時に費用へ反映されず、取得対価の回収状況や投資成果に関する情報が不十分となるおそれがある。このため、非償却モデルは、のれんの経済実態を十分に表現できない可能性がある。
25	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	MBO やカーブアウト等において SPC が買収主体となる場合、取得価額には事業の実態的なシナジーではなく、資本構成や取引スキームに起因する要素が含まれることがある。このような場合、のれんには明確な超過収益力やシナジーに裏付けられない要素が含まれ得る。非償却モデルの下では、これらの要素が減損に至るまで資産として計上され続けることとなり、のれんの残高が企業の経済実態を適切に反映しない可能性がある。その結果、投資家にとっては、のれんの価値の源泉や持続可能性を把握することが困難となり、企業価値評価や M&A の成果の分析に支障が生じるおそれがある。この点において、非償却モデルは、のれんの構成要素の不透明性を拡大させ、財務情報の有用性を低下させる懸念がある。
26	個人 財務諸表利用 者	吉田 明世	M&A を目に見える大きな功績であるとする経営者も存在する。別の言い方をすれば、目に見える大きな功績を残すために、経済合理性の低い M&A を無理に実施する誘因も存在する。M&A の実施年度からそれに対応するのれんの減損処理実施年度まで相当期間経過し、経営者が変更する蓋然性は高い。そのため、経済合理性の低い M&A を実施しても、自身の在任中にのれんの減損処理が発生しなければ良いと考える経営者も現れ得る。のれんの非償却を導入すると、M&A を考慮している経営者に対する牽制機能が弱まる可能性がある。
27	個人 財務諸表利用 者	吉田 明世	M&A の実施においても時期や交渉など経営者による巧拙があり、その結果は買収価格の多寡に現れる。そして、それはのれんの大小に直結する。のれんを定期償却し期間収益と対応させることにより、M&A の投資成果がより適時適切に表示され、かつ、これにより M&A の実施における経営者への牽制機能が期待出来る。

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
28	個人 財務諸表作成者	重田 優樹	非償却の導入を支持する理由には国際的比較可能性が挙げられるが、ASBJ リサーチ・ペーパー第2号「のれん及び減損に関する定量的調査」からは同じ非償却の会計処理である米国と欧州の間でも減損の運用に差があることが観察される。非償却とした場合の適時の減損処理の運用が確立されていると言い難い現状においては、非償却の導入による国際的比較可能性の向上は限定的と考えられる。
29	団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替えの観点、また、非償却モデルにおける減損損失の認識時期の遅れ等の懸念から、のれんの非償却の導入を支持しない。(理由) 当協会は、従来、国際会計基準審議会 (IASB) 等に対し、下記理由からのれんの非償却を支持しないとする意見発信を行っている。なお、のれんの会計処理は、のれんに含まれる要素やその価値の減価の態様等を踏まえ検討されるべきものであり、非償却の導入を検討するには、まずのれんの性質を考察すべき。・のれんに含まれる主要素である取得日時点のシナジーや超過収益力などの価値は、企業結合後の期間にわたって減少すると考えられる・取得のれんは、取得後に内部創設されたのれんとは別個のものであり、のれんを償却しないことにより、取得後に生じた自己創設のれんの認識につながり得る・IFRS 会計基準における減損テストにおいては、減損損失の認識時期の遅れが指摘されている
30	個人 財務諸表利用者	服 部 隆 (CMA、CIA)	のれんを構成するものの中には、時間経過とともに確実に減耗しゼロになるものもあると考えられるため。
31	団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	<経営の安全性確保> ・のれんを償却することにより、将来生じ得るリスクを早期に費用化することが可能となる。また、各期において定額の償却費を計上することで、減損処理による一時的かつ多額の費用計上を回避でき、利益の安定化にも資する。 ・一般に、業績悪化局面においては、営業利益の低下に加え、固定資産の減損や繰延税金資産の取崩し等が連鎖的に発生し、企業経営が負のスパイラルに陥るおそれがある。特に、のれんの減損は業績悪化をさらに加速させる要因となり得ることから、経営の安定、ひいては経済全体の安定性を確保する観点からも、定期的にのれんの償却を行うことが望ましい。
32	団体等	一般社団法人	<本基準改正の不可逆性>

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
	財務諸表作成者	日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 企業会計部会	・米国会計基準及び IFRS において、のれんの「非償却＋減損のみ」の処理が導入されてから 20 年以上が経過しているものの、現行処理方法が今後長期にわたり継続される会計処理として妥当かについては、慎重な検討が必要。IFRS 採用国を含めて、特に企業財務の健全性や会計情報の信頼性・保守性の観点からは、なお強い懸念が残されている。 ・また、「定額償却＋減損」から「非償却、減損のみ」へ会計基準を変更した米国や中国においては、基準変更後、各社ののれん残高が大幅に積み上がる傾向がみられる。その結果、のれん償却の再導入が実務上極めて困難な状況となっているとの指摘もある。このことは本件が、実質的に後戻りが極めて困難な「一方向」の会計基準改正であることを示唆しており、基準変更にあたっては、短期的な国際的整合性のみならず、中長期的な実務運営や会計制度全体への影響も踏まえ、慎重に判断すべき。
33	団体等財務諸表作成者	一般社団法人日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 企業会計部会	<過度なのれん残高に対する市場のネガティブ評価> ・のれんの非償却を導入した場合、減損以外にのれんを貸借対照表から除却する手段がない。過度に積みあがったのれん残高は市場からの懸念材料と判断されるケースも実務上は多く、M&A を通じた成長余地が制約される可能性もある。中長期的な財務規律への影響も含めた慎重な検討が必要である。
34	団体等財務諸表作成者	一般社団法人日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 企業会計部会	<会計基準の安定性> ・プライム市場、スタンダード市場及びグロース市場に上場する企業の多くが見直しを求めている状況にはなく、十分な合理性や必要性が示されないまま、いたずらに会計基準を変更すべきではない。会計基準の変更は上場企業全体に影響が及ぶため、変更を求めている多数の企業に対しても実務上の混乱や追加的な負担を生じさせる。 ・現行のプライム市場、スタンダード市場及びグロース市場に上場する企業については、現行の J-GAAP 又は IFRS といった既存の制度枠組みに基づき対応すべきであり、特定の一部企業の要請のみを理由として、我が国全体の会計基準を変更すべきではない。 ・仮に、一部のスタートアップ企業等に対する政策的な配慮が特に必要なのであれば、資本市場で用いられる共通の物差しとも言える測定ルールとしての会計基準を変更するのではなく、IFRS への円滑な移行を支援することな

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			どが適切である。
35	団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	< IFRS 適用企業の分布状況 > ・ 現行制度でも、IFRS の任意適用により非償却処理の会計処理を採用することが可能な中、現在の IFRS 適用企業の分布状況を踏まえると、企業規模に応じた負担が IFRS 移行への阻害要因とはなっていないと考えられる。 ・ IFRS の任意適用企業は、プライム市場上場企業に限定されるものではなく、スタンダード市場及びグロース市場の上場企業においても、時価総額や総資産の規模にかかわらず一定数存在している。 ・ 総資産規模での比較においても、IFRS 適用時の企業規模に特定の偏りは見られないとの分析もある。 ・ スタートアップ企業は IFRS 導入コストを負担する体力に乏しいとの指摘もあるが、IFRS 適用企業の分布状況等を踏まえれば、必ずしも実態を的確に反映した指摘ではない。したがって、非償却処理を希望する企業は、IFRS 移行を通じて対応することが適当である。
36	団体等 財務諸表作成者	一般社団法人 日本経済団体 連合会 金融・ 資本市場委員 会 企業会計 部会	< 必要な内部統制の構築 > ・ 仮にのれんの非償却を導入した場合には、毎期の減損テストをより厳格に実施する必要が生じ、財務諸表作成者および監査人の双方に相当程度の実務負荷が発生することとなる。また、適切なのれんの減損テストを実施し、必要に応じて適時かつ適切に減損損失を計上するためには、強固な内部統制の構築が不可欠となる。 ・ しかしながら、人的リソースや専門人材に限りのある企業も少なくない中、現に日本基準を適用しているすべての企業が、のれんの非償却を前提として求められる内部統制を十分に整備・運用することは困難と考えられる。
37	団体等 その他	株式会社知的 利益	日本は長寿企業が多く、インタジブルズを活用した経営の支援をする際の観察では、主力製品について特許権が満了しているという事例が多く観察される。これは業種によらない。その主力品の差別化なり模倣困難の要因は、特許権による長年の独占で得たブランド力、流通支配力、技術力、保守運用のサービス化など、識別や明示が難しい市場での地位であると洞察でき、識別や因果関係が不明でも費用処理されていればなんら問題はない。 しかし、企業買収でのれんを計上すると、特許権満了後の自己創設による差別化要因が直ちにのれんに事実上混入する。そして、長寿で複数の M&A が積み重なると、どののれんがどの金額なのか、識別が不可能となっていく。長寿企業が多いという日本企業のための会計基準では、買収時に規則的に償却が定まる仕組みが、比較可能性の点からも、測定の観点からも望ましい。

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
38	団体等 その他	株式会社知的 利益	のれん非償却の要請については、事実上、国際会計基準を利用する追加負担は負えないが、定期償却の負担も負いたくない規模感や洗練さの企業が想定される。より広くみても、日本市場では、例えば自社の売上の一部を担う製品の特許権がいつ満了するかを開示し、パテントクリフの発生が資本市場においてサプライズにならないように事前に示す事例は、少ない。特に、ジョンソンアンドジョンソンやノボ・ノーディスクのように、どの製品の特許権がどの国でいつ満了となるかの事実を開示している例は、日本企業では発見が難しい。 この二重の現状、洗練されていない企業が特許権の満了など未来に起こることを開示しておらず、スタートアップ等も含む企業への資本市場の投資家もそのような情報を要求し咀嚼しない現状があり、企業開示とそのレビューによる規律は、日本の資本市場ではまだ弱さがあると評価すべきだろう。そのような局面では、定期償却が安全である。
39	個人 財務諸表作成者	秋月種浩	非償却の論拠である「のれんの価値が維持されている」という点は、自己創設のれんを指しており、自己創設のれんを資産計上しない以上、のれんを非償却とすることは不適切であると考えます。 実務面からも、のれんの非償却の実効性が極めて不明瞭かつ、その効果を論理的に説明ができないにもかかわらず、減損テストの膨大な負荷・コストを強いることは、日本経済の競争優位性を損ないかねない、極めて深刻な問題と考えます。 M&A の促進はコーポレートガバナンス改革の文脈で論じられ、対策されるべき問題であり、会計基準にそれを持ち込むことは不適切と考えます。
40	個人 財務諸表作成者	秋月種浩	のれんの非償却の導入を支持する理由の「M&A 後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のある M&A を中止・断念しているケースが多く生じている」と、企業価値評価における有用性「投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流」は矛盾している。企業価値を決定づけるものがキャッシュフローであるならば、「M&A 後の利益圧迫を避ける」という誤った行動が問題の真因であり、のれんの償却の有無は真因ではない。この理由はレトリックである。 また、「投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流」であることは、企業価値が償却方法に左右されないことを意味しているが、それは償却を否定する理由にはならない。にもかかわらず、多くのコストが発生する減損テストを要求することは不合理である。

(質問3に対して寄せられたコメント)

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
41	団体等 その他	株式会社ロデ ムアセット	本提案の「選択制」に対し、情報の非対称性に基づく逆選択（Adverse Selection）の観点から反対する。企業に会計方針の選択権を付与した場合、M&Aの失敗を隠蔽したい経営者（Bad Type）ほど、経営者の裁量余地が大きく減損の先送りが可能な非償却モデルを戦略的に選択するインセンティブを持つ。結果として、非償却を選択する企業群に「レモン（失敗した買収）」が偏在し、市場におけるシグナルのノイズが増大する。これは、財務諸表の比較可能性を完全に破壊し、投資家による適切な価格形成とガバナンスの行使を著しく阻害する。会計基準は、情報の非対称性を強制的に緩和するメカニズムとして機能すべきであり、経営者に情報隠蔽の手段を与えかねない選択制の導入には強く反対する。
42	団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	選択制は、企業の実態に合わせた柔軟性が増加するという意見がある。これは、のれんの減価がある場合は償却とし、減価がない場合は非償却とすることにより、企業の実態をより正しく投資家に伝えることができるという考え方であると思われる。しかし、自己創設のれんとの入替えを排除し、買入のれんの減価がないことを示すことは無理があることから、規律をもって償却と非償却のいずれかを選択することは困難であるとする。このため、選択制を導入することは、合理的とはいえず、支持しない。なお、IFRSや米国基準においても償却・非償却の是非についての議論は行われてきたが、選択制は採用されていない。この背景には、のれんの費用認識の在り方について明確な基準がないまま企業の判断に委ねることの困難性、すなわち選択に係る規律の確保が難しいという点があると考えられる。
43	個人 財務諸表作成 者	重田 優樹	テーマ提案書は、アナリスト等の分析対象にならず個人投資家が中心となる中小型株における市場評価を課題に挙げている。のれんの償却と非償却の選択制の導入は、このようなナイーブな投資家と想定される個人投資家に対しては却って財務情報の誤認を生じさせる可能性が高く有用性が向上しないため支持しない。
44	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	のれんの償却と非償却の選択における判断基準を示すことの困難さから、企業の実態に合った会計処理の選択を行うことは困難性を伴い、経営者の裁量による会計方針の選択を認め、むしろ比較可能性を害する可能性があると考えられる。 (理由) のれんの償却と非償却の選択制を導入する場合、どのようなケースが償却でどのようなケースが非償却になるの

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			か、という企業の実態に合った会計処理の選択における判断基準を示すことが困難であると考えられる。 加えて、会計方針の選択の妥当性を監査することも困難であるように考えられ、経営者の裁量によって会計方針が選択されることにより、むしろ財務諸表の比較可能性が害される可能性があると考えられる。
45	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	減損会計をはじめとした基準の体系が複雑になると考えられるが、のれん以外の固定資産に関しても減損テストの違いが生じ得ることも考慮のうえ、十分にご検討いただきたい。 (理由) のれんの償却と非償却の選択制を導入した場合、償却モデル用と非償却モデル用の二通りの固定資産に係る減損会計の基準の体系が生じることが考えられるが、のれんは単独で減損テストを行うものではないことから、のれん以外の固定資産に関しても減損テストの違いが生じることが考えられる。 のれんの償却と非償却そのものの違いによる影響を理解することは比較的容易だったとしても、異なる減損会計の基準が存在することによる影響を、財務諸表利用者が理解するのは著しく困難であると考えられる。 減損会計は、のれんのみならず固定資産全般に対して適用され、より広範な影響を与えるため、複数の減損会計の基準が並存することの意義は十分に検討いただきたい。
46	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	のれんの償却と非償却の選択制に伴い、固定資産に係る減損会計の基準が二通りになった場合には、基準の選択上の課題が生じることとも考慮頂きたい。 (理由) 固定資産に係る減損会計の基準が二つの基準体系になった場合には、以下のような課題が生じることが考えられる。 ・連単で同一の会計基準を適用することを前提とすれば、異なる基準を選択していた企業を買収した場合、被買収企業の単体決算においても基準の選択の変更が行われることになる。償却モデル用と非償却モデル用いずれへの変更においても、変更による事務コストが生じるとともに、情報の整備状況により変更の困難性が生じることとも考えられる。 ・のれんを有する企業が非償却モデルの基準を適用していたところ、減損等によりのれんを有しない企業になった場合、基準を継続適用するのか、償却モデルの基準への変更が認められるのか、といった基準の選択上の課題が生

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			じることとも考えられる。
47	個人 監査人、会計 専門家	大山 憲宏	のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する。 のれんの償却については、コストとベネフィットについて上場会社と非上場会社では大きく異なる考える。 したがって財務報告にコストをかけてでもより正確な情報を提供すべき上場会社ではのれんの非償却とし、非上場会社では償却との選択を認めても構わないと考える。
48	個人 財務諸表利用 者	服 部 隆 (CMA、C I I A)	のれんを構成するものの中には必ずしも時間経過とともに減耗しゼロになるとは限らず残存し続ける部分もあると考えられることから、償却を強制することが理論的に100%正しいとは言えず、また国際的にも企業の規模・性質などに応じて選択することが認められていることから、我が国においても選択制を導入することを支持します。 ただし、規制改革の観点から本議論が提起されたのであれば、企業会計基準委員会が策定する企業会計基準の中で選択可能とするのではなく、当局（及び所管する審議会等）において審議し、その政策目的や国益に資するか否かの観点（例えばスタートアップ育成・国際競争上等々）等から、対象企業を限定（企業規模、創業年数、上場・非上場区分、あるいは特区を設定し活用した企業・・・等々）のうえ、法制度的（監査対応等含め）に定めるべきであると考えます。
49	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	のれんの償却と非償却の選択にあたっては、検証可能性のある要件設定や、会計方針の変更に関する指針など、検証可能性の確保が可能かどうかを検討する必要がある。 （理由） 償却と非償却の選択にあたって要件を設定するのか否か、明確な議論はされていないと理解しているが、選択制の導入の検討にあたっては以下の点に配慮をいただきたい。 要件を設定するのであれば、検証可能性のある要件の設定が可能か検討いただきたい。例えば、スタートアップや小規模企業に非償却の選択を認めるのであれば、何をもってスタートアップ・小規模企業と判断するのか、監査可能な具体的で明確な要件であることが必要と考えられる。 要件を設定しないのであれば、会計方針として償却又は非償却を選択することになると考えられるが、会計方針の変更を認めるものか、また、認めるとした場合、どのような場合に正当な理由があると考えられるのか、明確化が

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			必要と考えられる。

(質問4に対して寄せられたコメント)

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
50	団体等 その他	株式会社ロデ ムアセット	償却費の計上区分変更（営業利益等からの除外）に反対する。企業財務理論における「インフォーマティブネスの原則」の観点から、経営者の業績評価指標（KPI）には、その意思決定の結果が精緻に反映されるべきである。のれん償却費を企業のコア業績である営業利益から除外することは、経営者の M&A という重大な資本配分決定のコストを、主たる評価指標から切り離すことを意味する。結果として、経営者は業績評価上のペナルティを免れながら、買収による外形的な規模拡大（Empire Building）を追求する強いモラルハザードに直面する。経営者のインセンティブ設計を歪めず、資本コストに対する規律を維持するためにも、買収プレミアムの償却コストは本業の収益力を示す営業利益の中で厳格に負担させるべきである。
51	個人 財務諸表作成者	重田 優樹	テーマ提案書はのれん非償却に先立つ短期的な措置として営業外費用もしくは特別損失への計上区分の変更を提案している。しかし、非償却を導入する場合、減損損失は営業活動のための資産の経常的な再測定の性質を帯びるため、販売費および一般管理費での計上が適当と考えられる。営業外費用もしくは特別損失への計上区分の変更は、のれんの非償却を導入する場合の帰結と整合しないため支持しない。
52	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	のれんの償却費は、営業費用として計上すべき性質のものと考えられ、計上区分の変更を行う場合は、減損会計の兆候の判定や、継続企業の前提の評価に影響を与える可能性がある。 （理由） のれんが投資原価の一部であることを鑑みれば、その償却費は、企業結合の成果たる収益と対応を図るべきであり、営業費用として計上すべき性質のものと考えられる。 また、固定資産の減損会計においては、「営業活動から生ずる損益」により減損の兆候の判定を行うが、のれんの償却費を営業外費用や特別損失として計上すると、「営業活動から生ずる損益」が投資原価の回収可能性を適切に表さない指標となることが考えられる。 また、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況として、「重要な営業損失」が挙げられており、継続企業の前提に関する評価に影響を与える可能性もあると考えられる。
53	個人 監査人、会計	日高 康輝	のれん償却費を営業費用以外に表示することは、会計上の実態および基本原則に照らして合理性を欠くものである。したがって、そのような区分変更を検討対象とすること自体、会計処理および財務諸表表示のあり方として適

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
	専門家		切とはいえない。
54	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持する。財務諸表利用者にとって営業利益の有用性は極めて高く、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の「経営者が定義した業績指標（MPM）」ではなく本表上で当該情報が提供されることに意義があると考えられる。また、営業利益からの調整項目をのれん償却費に限定することにより、調整の範囲が明確となり、情報の理解可能性が向上する。さらに、のれん償却前営業利益という共通の尺度を提示することで、日本基準適用企業のみならず、IFRS 及び米国基準適用企業との比較においても有用性が高まると考えられる。
55	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。財務諸表利用者にとって重要な利益指標は営業利益に限られず、純利益やそれを基礎とする指標（例えば PER）も重要な判断材料である。のれん償却を継続したままのれん償却前営業利益を開示したとしても、純利益は引き続きのれん償却後の水準で算出されるため、のれんの影響により純利益が低く見え、PER が相対的に高く見えるという問題は解消されない。その結果、営業利益と純利益の間で異なる情報が提示されることとなり、企業価値評価において利用者に追加的な調整を求めることとなるため、情報の有用性が必ずしも高まるとはいえない。このように、表示の追加により情報の断片化が進む一方で、評価上の主要指標に係る問題は解決されないことから、本改正を支持しない。
56	個人 財務諸表利用 者	吉田 明世	のれんの償却費計上区分の変更を支持しない。営業利益の前に「のれん償却前営業利益」と言う指標を設けることは、のれんの償却費が異質なものの、あるいは本来、販売費及び一般管理費に含まれるべきでないものとの印象を財務諸表利用者に与え兼ねない。これにより、会計基準そのものへの信頼性を損ねることを危惧する。
57	団体等 財務諸表利用 者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。本来、当該指標は経営者が自社の業績を説明するために用いる補助的な業績指標であり、その開示の可否は企業の判断に委ねることが適切である。現に、日本基準を適用する企業の中では、必要に応じて任意に開示されている例が多い。これを一律の強制開示とすることは、利用者にとって必ずしも重要でない企業にも開示を求める結果となり、情報の有用性に比して開示の負担が増加するおそれがある。この点については、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標（MPM）」にならい、企業の

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			重要性に応じて注記として開示させる方が、コストと便益の観点に照らして合理的であり、国際的な整合性の確保にも資すると考える。
58	個人 財務諸表作成者	重田 優樹	IFRS18 における MPM に相当する指標としての開示を行う改正は、のれん償却費の調整自体は現状でも透明性が確保されており、また、テーマ提案書の提案趣旨とも合致しないなど、必要以上の対応であるため支持しない。
59	個人 財務諸表利用者	服 部 隆 (CMA、CIIA)	のれん償却費計上区分の変更は、会計会計基準上で手当する必要はないと考えます。すでに決算短信等で開示可能となっていますし、財務諸表外で開示すれば事足りると考えるためです。ただ一方で、金融機関などでは ROTE 有形自己資本利益率など、のれん償却を戻して算定する比率を MPM として使用・開示しているケースも多く見られることから、のれん償却前営業利益などの小計区分に加え、各種比率も含めた MPM(経営者が定義した業績指標)については、財務諸表数値とのつながり・算定根拠を具体的に財務諸表の中で開示することを要求する企業会計基準の設定が必要なのではないかと考えます。

(質問 5 に対して寄せられたコメント)

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
60	団体等 その他	株式会社ロデ ムアセット	単体財務諸表への非償却モデルの適用に対し、不完全契約と債権者保護の観点から反対する。単体上の利益は会社法上の配当可能限度額の基礎となるが、減損テストは経営者の私的情報である将来予測に依存するため、第三者による検証可能性 (Verifiability) が極めて低い。のれんを非償却とした場合、客観的裏付けの乏しい未実現利益に基づいて配当が実施されるリスクが生じる。これは、企業財務理論において警戒される「株主による債権者からの富の移転 (Asset Substitution)」を助長するモラルハザードである。事後的なガバナンスの要である債権者保護を確実なものとするため、単体財務諸表においては検証可能なハード・シグナルとして機能する定期償却を厳格に維持すべきである。

(質問 6 に対して寄せられたコメント)

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
61	団体等 監査人、会計 専門家	EY 新日本有限 責任監査法人	(コメント) のれんの非償却の導入に伴い、固定資産の減損会計に IFRS 会計基準の考え方を採用する場合、市場価格のない株式等の減損処理に関する金融商品会計基準等の考え方との関係性の整理が必要と考えられる。 (理 由) 固定資産の減損会計に IFRS 会計基準の考え方が導入されて、のれんの減損処理において、継続価値を考慮して回収可能価額が公正価値として算定された場合には、のれんを含むより大きな単位の回収可能価額が時価（のれんを含む子会社株式の時価）に類似することもあり得ると考えられる。このような会計処理は、市場価格のない株式等の減損処理を定めている金融商品会計基準等の考え方、すなわち、市場価格のない株式等については時価ではなく実質価額に基づいて減損処理を行うとする考え方と異なるとも考えられる。このため、金融商品会計基準等の考え方との関係性の整理が必要と考えられる。
62	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	のれんを含む資産グループの減損会計に IFRS 会計基準の考え方が採用される場合、市場価格のない株式等の減損処理の考え方との関係性も検討が必要と考えられる。(理由) 市場価格のない株式等については、たとえ何らかの方式で価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする考え方が踏襲されている（金融商品会計基準第 81-2 項）。のれんを非償却とし、IFRS 会計基準と同様の考え方が減損会計に採用される場合、のれんの減損テストにおいてのれんの償却期間を考慮しない当該時点の回収可能価額が算定され、特に公正価値として算定される場合には、市場価格のない株式等の時価と類似する場合もあると考えられる。のれんの減損テストは每期実施が想定される中、取得原価をもって貸借対照表価額とし、時価開示も行わない市場価格のない株式等の会計処理及び開示の考え方を継続するのか、また、各々の評価の考え方の関係性の検討が必要と考えられる

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
63	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	IFRS 会計基準と同様の考え方に基づき減損会計の見直しを行う場合、のれんの償却・非償却の違いから生じる差異以外の会計基準の差異についても、慎重に検討を行うべきである。(理由) IAS 第 36 号では、取得したのれんは、結合のシナジーによる便益が生じると期待される取得企業の個々の資産グループに配分しなければならないとされており、シナジーから便益を得る取得企業の資産グループに配分される場合がある。これに対し、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第 131 項においては、のれんの帳簿価額を分割し帰属させる事業の単位は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ、取得後も内部管理上独立した業績報告が行われる単位であるとされている。取得企業の資産グループへのれんを配分する考え方に違いがあると考えられ、減損会計の改正を行う場合には、この点も含め慎重に検討を行う必要があると考えられる。
64	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下、「資本連結実務指針」という。)についても、例えば、以下の観点での検討が必要と考えられる。 (理由) 資本連結実務指針では、支配獲得時の非支配株主持分の測定について子会社の資本に基づいて測定することとされており、また、追加取得や支配関係が継続する一部売却においても、それぞれ子会社の資本に基づいて測定することとされている。 のれんの非償却を導入し、全部のれん方式を採用する場合、IFRS 会計基準では、非支配持分について公正価値で測定することが選択可能とされており、非支配株主持分を支配獲得時に時価で評価した上で、事後の測定をどのように行うのかについての検討が必要と考えられる。 また、のれんの減損時の非支配株主持分に帰属する当期純利益の取扱いも検討する必要があると考えられる。
65	団体等 監査人、会計 専門家	有限責任監査 法人トーマツ	情報要請文書第 44 項 J-1 仮に非償却を導入し、全部のれん方式を採用する場合、移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」において、非支配株主持分の測定についての検討が必要と考えます。 支配獲得時の非支配株主持分の測定、追加取得に係る持分変動の処理、子会社株式を一部売却した場合で親会社との支配関係は継続しているときの処理は、それぞれ子会社の資本に基づいて測定することとされています(同実務

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			指針第 23 項、第 37 項及び第 42 項)。 一方で、IFRS 会計基準では、非支配持分について公正価値で測定することが選択可能とされているため (IFRS3.19)、同様の定めを設けるかどうか、設ける場合には事後の測定について検討が必要と考えます。 また、のれんの減損時の非支配株主持分に帰属する当期純利益の取扱いも検討する必要があると考えます (同実務指針第 66-3 項)。
66	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下、「資本連結実務指針」という。) についても、例えば、以下の観点での検討が必要と考えられる。 (理由) 資本連結実務指針第 32 項において、親会社の個別財務諸表上の子会社株式の減損処理を行った場合の連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理が定められている。この子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係については、現在開発中の会計基準として挙げられている一方で、2018 年 5 月以降審議がなされていない。 仮にのれんの非償却を導入する場合、当該プロジェクトについてもあわせて検討することが考えられる。
67	団体等 監査人、会計 専門家	有限責任監査 法人トーマツ	情報要請文書第 44 項 J-1 仮に非償却を導入する場合、移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」において、のれん償却額の取扱い (同実務指針第 32 項) の検討が必要と考えます。 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係については、現在開発中の会計基準として挙げられている一方で、2018 年 5 月以降審議がなされていないと理解しております。
68	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下、「結合分離適用指針」という。)について、以下の観点でも検討が必要と考えられる。 ・ 共通支配下の取引等により発生したのれんの会計処理 (理由) 共通支配下の取引において、受け入れた資産及び負債の移転元の適正な帳簿価額と、対価として交付した現金等の財産の適正な帳簿価額との差額は、のれん (又は負ののれん) として会計処理されるが、当該のれんは取得の会計

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			処理によって生じるのれんとは性格は異なるものの、同様に会計処理することとされている（結合分離適用指針第448項）。 当該共通支配下の取引において生じたのれんについて、同様に非償却とするのか、性格が異なるため、異なる会計処理とするのかを改めて検討する必要があると考えられる。
69	団体等 監査人、会計 専門家	有限責任監査 法人トーマツ	情報要請文書第44項 J-1 仮に非償却を導入する場合、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」において、共通支配下の取引等により発生したのれんの会計処理について検討が必要と考えます。 共通支配下の取引において、受け入れた資産及び負債の移転元の適正な帳簿価額と、対価として交付した現金等の財産の適正な帳簿価額との差額は、のれん（又は負ののれん）として会計処理されますが、当該のれんは取得の会計処理によって生じるのれんとは性格は異なるものの、同様に会計処理することとされています（同適用指針448項）。当該共通支配下の取引において生じたのれんについて、同様に非償却とするのか、性格が異なるため、異なる会計処理とするのかを改めて検討する必要があると考えます。
70	団体等 監査人、会計 専門家	日本公認会計 士協会	移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」（以下、「持分法実務指針」という。）についても、例えば、以下の観点での検討が必要と考えられる。・持分法におけるのれんの減損（理由）持分法実務指針第9項では、持分法におけるのれんの会計処理について、移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第30項から第33項に基づいて行うこととされており、固定資産の減損に係る会計基準が適用される。一方で、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」第42項では、「関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されない」ので、IAS第36号「資産の減損」におけるのれんの減損テストに関する要求事項を個別に適用して減損テストを行うことはしない」とされており、異なる取扱いとなっている。このため、持分法におけるのれんの減損についても検討が必要と考えられる
71	団体等 監査人、会計 専門家	有限責任監査 法人トーマツ	情報要請文書第44項 J-1 仮に非償却を導入する場合、IFRS会計基準との整合性の観点から、移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」において持分法におけるのれんの減損での検討が必要と考えます。投資会社の投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間の差額はのれん又は負ののれんとし、のれんは投資に含めて処理されます（同実務

番号	提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
			指針第9項)。また、のれん（及び負ののれん）は移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第30項から第33項及び「固定資産の減損に係る会計基準」に従って処理することになります。一方でIFRS会計基準では、関連会社又は共同支配企業に対する純投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されず、純投資の帳簿価額の全体を単一の資産としてIAS第36号の減損テストを行うことが定められており（IAS28.42）、異なる取扱いとなっています。
72	団体等 その他	株式会社ロデムアセット	新基準の開発範囲は包括的とし、開発・適用までの期間は極力短縮すべきである。情報の非対称性が存在する市場において、制度の移行期間の長期化や、特定論点のみの限定的な見直しは、「規制の裁定取引（Regulatory Arbitrage）」を誘発する。新たな規律が導入されるまでの期間が長いほど、将来の減損リスクを抱える企業（Bad Type）が、現行の緩い基準を駆け込みで利用し、非効率な買収の強行や損失の先送りを行うインセンティブが高まる。これは資本市場における深刻な死荷重（Deadweight Loss）を生む。エージェンシー・コストの最小化という単一の原則に基づき、IFRS等との定性的な整合性も含めた包括的な枠組みを、市場にノイズを与えることなく迅速に導入・適用することが求められる。

以 上

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請における質問の内容

質問 1

のれんの非償却の導入を支持する理由として、下表に挙げた理由（A-1 から A-6）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
A-1	M&A の促進	・ M&A 後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のある M&A を中止・断念しているケースが多く生じている。物的資産の乏しい企業を対象とする買収はのれんが大きくなりやすく、M&A を躊躇させている。 ・ M&A のコンペでは、償却負担のある日本基準適用企業は高い価格を提示できず買い負けが生じており、国際競争力を阻害している。 ・ スタートアップは純資産が極めて薄く、研究開発型では売上が当初計上されないことも多いため、買収価格との差額であるのれんが非常に大きくなりやすい。そのため、取得企業にとっては、スタートアップはのれん償却の悪影響を最も強く受ける M&A の対象企業群であり、スタートアップに対する M&A を敬遠することが多い。 ・ M&A でプレミアムを支払うことは、成長加速投資や買収後のシナジーを想定しているはずである。有形資産から無形資産に企業価値の焦点が移ってきている中で、のれんを機械的に償却することは M&A の目的や価値創造と整合しない。 ・ のれんの償却を求める現行の会計基準は、事業者が M&A を検討する際の足枷となっており、また、スタートアップの出口戦略の多様化を阻害している。 ・ スタートアップ育成、成熟経済における企業成長及び経済的影響のため、のれんは非償却とすべきである。
A-2	企業価値評価における情報の有用性	・ 投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流である。このため、投資家は、業績分析においてのれんの償却費は無視している。 ・ 定期償却により営業利益、当期純利益が低くなり、PER（株価収益率）を重視する日本の市場では、企業価値が低く評価されやすい。また、利益の圧迫が収益性の低さと誤認され、結果として資本コストを高め、企業の成長力を削いでいる。 ・ スタートアップ企業に投資を行う投資家は、指標を補正する機関投資家と異なり、表面的な利益の多寡に反応しやすい。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		いため、定期償却はネガティブなノイズとなる。このように、定期償却が株価を不当に押し下げている。 ・のれんの償却費により利益が低下している状況において、昨今は表面的な数字に対してアクションを起こすロボット投資等が増えており、市場における株価形成が近視眼的・表面的になってきていると感じている。
A-3	国際的な比較可能性	・IFRS 会計基準と米国会計基準が非償却を採用しており、のれんの償却を求める日本基準は国際的に少数派である。このような状況において、日本基準が償却を維持することは海外投資家への説明コストを増大させている。
A-4	償却期間の設定の難しさ	・償却期間の決定には、恣意性が介入する。また、取得企業と監査法人との協議で決まるという側面があり、買収価格決定時においては償却年数が確定しない。 ・実務では、償却期間が回収可能期間で設定されることが多い。この場合、有望な案件ほど事業計画が短期間で設定され、結果として償却期間が短くなるため、優良な投資ほど直近の利益が小さく見えるという逆転現象が生じている。 ・償却期間が様々であり、企業の業績を比較することを困難にしている。
A-5	経営の規律への寄与	・減損テストの方が投資の成否を明確に可視化するため、経営者の説明責任を高める。 ・割引率の設定と回収可能価額の評価を通じて経営者のアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営に繋がる。
A-6	相対的なコスト負担	・非償却の導入や維持に係るコストは、必要なコストとして負担していく。これらはのれんの償却費ほど重要ではなく、また、IFRS 導入よりも低コストである。

質問 2

のれんの非償却の導入を支持しない理由として、下表に挙げた理由（B-1 から B-11）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
B-1	買入のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替え	・ のれんは、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間とともに減少する。 ・ のれんの償却の実務は、企業の平均的な利益獲得能力の平均回帰傾向（5 年から 10 年程度）と整合している。 ・ のれんが将来の収益力に対する期待を表しているものであると捉えると、時間の経過とともにその価値は減少すると考えることが自然である。 ・ 本来、買収の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずであり、償却はそれを反映するのに適している。非償却の下での減損テストの場合、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールドとなり、価値の低下が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身が、財務報告の目的の観点から資産に含まれないこととされている自己創設のれんへ変質してしまう。
B-2	M&A による投資成果の適切な判定	・ のれんは M&A に投じたコストの一部である。のれん償却費を期間配分し、M&A のシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させることにより、M&A の投資成果を判定する役割を持つ。換言すると、のれんの償却費を計上したうえで利益を出していることが、投下資本を回収していること及びそれを超えたシナジーを生み出していることを示している。
B-3	株主価値を犠牲にする M&A の抑制効果	・ のれんの償却には、毎年の償却費が利益を圧迫するという仕組みがあるおかげで、経営者は慎重な判断を行う必要が生じている。償却がなければ、失敗した M&A のコストが表面化せず、株主価値を犠牲にする過度な投資を助長するおそれがある。
B-4	減損損失の認識時期が遅すぎる又は金額が少なすぎる（too little, too late）	・ 減損の判断に経営者の裁量が介入しやすく、報酬や任期、財務制限条項への抵触回避などの動機から、損失の計上が先送りされる傾向があることを示す実証分析の研究がある。 ・ 買収した事業の業績が悪くても、会社全体や他の部門が持つ自己創設のれんと合算して減損テストが行われることで、のれんの価値下落が覆い隠され、バランスシートに反映されない状況が生じる。このように、非償却モデルが依存する減損テストには、損失の認識が遅いという構造的な問題がある。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		・非償却には too little, too late の問題があり、また、業績悪化時に減損により損失が雪だるま式に増え、経営の健全性に課題が生じることが懸念される。
B-5	貸借対照表の有用性に関する課題	・非償却の会計処理の下では、投資回収が終わったはずの買収コストまで資産として残り続け、のれん残高が自己資本や総資産に対して異常に大きく積み上がる状況を招くおそれがある。このようにのれんが減らないことにより、ROA（総資産利益率）などの資産効率指標が改善されず、また格付分析においても自己資本比率の信頼性が低下するなど、クレジット分析において伝統的な指標の有効性が失われる。
B-6	M&A の促進に関する証拠の欠如	・過去にのれんの非償却へ移行した国々の事例を見ても、それによって M&A が有意に増加したという明確な証拠はない。企業は事業に必要な M&A を選別・実施しており、会計処理の違いはそれを決める大きな要因にはなっていない。 ・M&A の意思決定は事業の将来の成長性により判断するため、のれんを償却するかどうかでその判断は変わらない。
B-7	コストの増加	・のれんの非償却の導入は、企業結合の取得原価の配分の取扱い、のれんとのれん以外の減損の取扱いの見直し、開示の拡充などを伴うと考えられる。これらを実施するには、専門性や慎重な判断、監査対応が必要となり、作成者のコストが増加する。見直しの影響は上場会社以外にも及ぶと考えられるため、人的資源の乏しい企業にとって、負担増は深刻になると考えられる。
B-8	経営の規律への寄与	・償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与える。
B-9	個人投資家の保護	・非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば、投資家保護の観点から懸念がある。
B-10	政策目的による会計基準の改正に対する反対	・スタートアップ企業の取引の活性化に反対するものではないが、その手段が会計基準の変更という形になっていることに疑問を持っている。会計基準は企業経営の実態を適切に反映するために設定されるべきものであり、政策的な目的のための手段として会計基準の変更を行うべきではない。
B-11	国際的な会計基準への対応のスタンス	・国際会計基準との整合性を図っていく考え方があることは理解するものの、昨今の国際会計基準の動きは必ずしも正しいとは思えないものがある。このような状況においては、単純に国際会計基準に合わせていくべきものではない。

質問 3

のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由として、下表に挙げた理由（C-1 から C-4、D-1 から D-4）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
C-1	比較可能性の低下	・ のれんの償却を選択した企業と非償却を選択した企業が存在することになり、比較可能性が著しく低下し、利用者が混乱する。
C-2	複雑性の増加	・ 選択制を認めると、日本基準において、償却モデル用と非償却モデル用の 2 通りの固定資産に係る減損会計の基準体系が必要になり、会計基準が過度に複雑化する。 ・ 選択制を認めると、のれんの会計処理に関して、日本基準で選択肢が 2 つ、IFRS 会計基準、米国会計基準の選択を含めて 4 つの選択肢が併存することになり、複雑化するおそれがある。
C-3	恣意性の介入	・ 利益を良く見せたいという経営者の裁量が入り込む余地が大きくなり、会計の信頼性が損なわれる。
C-4	IFRS の任意適用という選択肢の存在	・ のれんの非償却を望む企業は、IFRS 会計基準を任意適用すればよく、日本基準に非償却を導入する必要はない。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
D-1	M&A の促進	・ 償却負担が制約となって見送られていたディープテック等の M&A を促進し、国内に技術や事業を取り込むことができる。
D-2	企業の実態に合わせた柔軟性の増加	・ のれんの償却は経営成績の適切な表現を阻害するノイズであり、非償却を選べるようにすることで経営実態をより正しく投資家に伝えられるため、選択制を導入することにより企業の実態に合わせた柔軟性が増加する。 ・ 減損テストの負担やガバナンスの体制に応じた会計処理の適用が可能となる。 ・ 上場と非上場での棲み分けなど、規模や状況に応じて選択する方法が考えられる。
D-3	開示による比較可能性の担保	・ 選択制の弊害に対して、開示（注記等）を強化することで比較可能性が担保され、投資家の判断の助けとなり得る。
D-4	経過措置としての取扱い	・ 本来、非償却を導入することが望ましいが、非償却に移行するまでの経過措置として選択制を認めることが考えられる。

質問 4

のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由として、下表に挙げた理由（E-1、F-1 から F-2、G-1 から G-2、H-1）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

（のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正）

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
E-1	営業費用としての性質	・ 毎期発生するのれんの償却費を営業外費用や特別損失へ移すことは、営業活動の実態を歪め、損益計算書の本質的な意味を歪める。 ・ のれんの償却費を販売費及び一般管理費とする現行の扱いは、収益と費用の対応関係から見て合理的であり、営業外費用や特別損失へ移すことは会計理論的な根拠に乏しい。 ・ 計上区分の変更は、営業外費用又は特別損失の計上区分の意味が不明瞭になる。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
F-1	営業利益の改善	・ あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、短期的な解決策としては、計上区分を変更することについて、営業利益の見栄えが改善され、M&A 実行のハードルが下がるため、支持する。 ・ 学術的な論拠を示せるわけではないが、個人投資家が営業利益等の指標を用いて価値評価することによる影響を緩和できると考えられる。
F-2	短期的な対応としての位置付け	・ あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、のれんの非償却の導入の会計基準改正に時間を要するのであれば、短期的には一定程度の効果はあると考える。

（のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正）

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
G-1	のれんの償却費の営業利益への影響に関する理解の促進	・ 会計基準を大きく変更しなくても、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることにより、投資家が「本来の収益力」と「償却の影響」を正確に判別できるようになる。 ・ 個人投資家に向けた説明が容易になることが想定される。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		・企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から一定の効果があると考えられ、企業の IR で実際に表示している。
G-2	実務上の課題の解消への貢献	・「のれん償却前営業利益」のように表示上の工夫を行うことにより、のれん償却費を営業外費用や特別損失に変更したり、比較可能性を損なう償却と非償却の選択制を導入したりする必要がなくなる。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
H-1	投資家の判断への影響	・資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。 ・「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作（利益の底上げ）に利用されるおそれがある。 ・投資家やアナリストは、既に EBITDA 等の非 GAAP 指標を用いて企業価値を評価しており、会計上の区分を変更することは、価値評価の本質的な解決にはならない。償却費の計上区分の変更を検討するよりも、経営者が独自に示す「マネジメント業績指標（MPM）」などの任意開示や、IR の充実を通じて説明責任を果たすべき領域と考えられる。

質問 5

単体財務諸表への影響について、下表に挙げた影響（I-1 から I-3）以外の影響や観点が考えられる場合には、その影響等をお示し頂きたい。

No.	項目	単体財務諸表への影響
I-1	広範な影響	・金融商品取引法に基づき財務諸表を作成する会社においては、連結財務諸表だけでなく、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表に影響を与えることとなる。 ・IFRS 任意適用企業は連結財務諸表について対応されているものの、単体財務諸表については日本基準で作成しているため、IFRS 任意適用企業であっても、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表の作成実務に影響を与えることとなる。 ・連結財務諸表の作成義務のない会社、特に、会社法に基づき会計監査を受ける会社に影響する。 ・会社法第 431 条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」に鑑みれば、会計監査を受けない中小会社に影響を与える可能性があると考えられる。
I-2	連結財務諸表に比べ低い重要性の基準値	・単体財務諸表は連結財務諸表に比べて重要性の基準値が低く設定されるのが通例であるため、連結財務諸表では重要性が乏しく取り上げられていない事象でも、単体財務諸表では相対的に利益や純資産に影響があり、財務諸表全体として無視できない影響が生じる場合もある。このため、実務上の負荷が重くなる可能性がある。
I-3	企業結合以外の領域における実務負担の増加	・非償却の導入に伴って固定資産の減損会計を見直した場合、企業結合を行っていない会社にも影響を与える。 ・実務上の負荷の具体例の 1 つには、固定資産の減損会計における 1 ステップアプローチへの移行が挙げられる。加えて、減損損失の戻入れ要否の検討も継続的な負荷になると考えられる。 ・これらの負荷は人的資源の乏しい会社、特に単体財務諸表の作成のみを行う会社にとって深刻になる可能性があると考えられる。また、非上場会社では割引率の算定に必要な市場データの入手自体が困難なケースも多く、実務上の負荷が高まる可能性があると考えられる。

質問 6

会計基準の開発範囲及び開発期間について、下表に挙げた影響（J-1 から J-2、K-1 から K-2）以外に影響や観点がある場合には、その影響等をお示し頂きたい。

（仮に非償却を導入する場合）

No.	項目	分析結果の概要
J-1	開発する会計基準の範囲	・企業結合に関する会計基準の改正 ・無形資産に関する会計基準 ・固定資産の減損に係る会計基準の改正
J-2	会計基準の開発に要する期間	・会計基準の公表までに少なくとも 3 年を要すると考えられる。 ・さらに、基準を公表した後、周知や適用のための準備にも相応の期間を要すると考えられる。

（仮に償却を維持する場合）

No.	項目	分析結果の概要
K-1	開発する会計基準の範囲	・企業結合に関する会計基準
K-2	会計基準の開発に要する期間	・基準公表までに概ね 1 年から 2 年程度の期間を要すると考えられる。

以 上